

保育パート

会員登録

2019.9.14 No. 467

全日本建設交通一般労働組合保育パート支部

名古屋市中川区宮脇町2-99-2

TEL(052)353-8404

E-mail hoikupart@circus.ocn.ne.jp

2020予算要求書に対する 保育運営課の回答（板井）

①会計年度任用職員への移行について

②すべての保育所嘱託職員・局嘱託職員の雇用は現職を最優先とし、本人の希望する職種・時間帯・時間数で継続。
=公募試験という性質上、特定の人を優遇することはできないが、制度の中で可能な限り対応してまいりたい。

③賞金・休暇・制度等すべての待遇は現行水準以上の確保を。育児休業を制度化へ通勤手当は正規と同じ。賞金の年功加算制度は継続。
=育児休業は制度化され、通勤手当は正規職員と同様の取扱いとなる見込みである。賞金については、基準学歴の学校の卒業後、任用されるまでの期間が初任給に反映される制度となる見込みである。

④夏期休暇・健康診断・一時金等、週の労働時間によって格差をつけないで
=要望の趣旨を関係課へ強く訴えてきたが、実現は極めて困難である。引き続き要望の趣旨を訴えてまいりたい。

⑤3年毎に廃止をしないで
=会計年度任用職員制度においては公募による年度の任用は2回までとされているので困難である。

⑥早朝・夕刻・延長の割り増し賃金を設定して
=特定の時間帯の賃金単価の割り増しは困難であるが、特定の職に応じた早朝・夕刻単価の設定に向けて関係課と調整してまいりたい。

⑦毎年1ヶ月の試用期間を設けないで
=会計年度任用職員制度においては任用ごとに条件付採用になると定められている。

⑧定年制度について、明確な説明を
=会計年度任用職員においては定年制度は設けられていない。

⑨有給休暇の継続、今年度受診の健康診断を有効にするなど、すべてにおいて不利益が生じないように
=要望の趣旨を関係課へ伝えてまいりたい。

⑩賃金・通勤手当等について

⑪取扱いにおける時間単価の継続委員年数枠に「20年以上」を新設。
⑫時間単価の年功加算の年齢制限をなくして
=会計年度任用職員制度においては困難である。

⑬これまでの継続委員年数を考慮した時間単価の設定を
=基準学歴の学校の卒業後、任用されるまでの期間が初任給に反映される制度となる。

⑭会計年度任用職員への移行を考慮し、一時金・離職手当の支給を復活させ、正規との均等待遇を認めて
=会計年度任用職員制度においては、任用上の週の勤務時間数が週15時間30分以上である職員に期末手当を支給する見込みである。

⑮通勤手当は正規職員と同等の制度に。交通機関を利用する者には、その運賃又は料金を直ちに全額支給して
=会計年度任用職員制度においては、通勤手当は正規職員と同等の制度となる見込みである。

⑯休暇・休業制度について

⑰夏期休暇は職種・週の労働時間数とかかわらず、これまで通り全員に5日間付与して。特別嘱託職員の夏期休暇の制度化を
=要望の趣旨を関係課へ伝えてまいりたい。

⑱育児休業の必要性を市および局に強く訴え、直ちに制度化を
=会計年度任用職員制度においては制度化される見込みである。

⑲15年勤続表彰を受ける日の勤務を有給の委嘱免除日として
=保育所嘱託職員にかかる規程等は廃止となるが、15年勤続表彰の必要性については訴えてまいりたい。

⑳インフルエンザ等感染症の際の有給休暇の制度化を
=会計年度任用職員制度においては、傷病職員（有給9が設けられている）。

㉑代替嘱託職員について

㉒位置づけを明確にし、処遇の改善を
㉓他の嘱託職員と同じ時給の適用を
㉔過労時間の上限の見直し
=現行では、保育所嘱託職員就業規程の運用に定められている通りであるが、来年度以降については調整を行っているところである。

㉕未年七月からの会計年度任用職員

8月28日、イーブルな（なんどの時間を使って話を）ゼロ、健診断は自己面接、やにおいて、2020年度についてました。

月11日に提出した要求書に基づき、保育運営課との団体交渉が行われました。

保育パートから（んどの時間を使って話を）ゼロ、健診断は自己面接、保育運営課は食雑課長、池田管理係長、山崎・小島両担当職員が出席しました。

来年七月からの施行とい（の扱いの見込み等、前進面）の回答はありました。

会計年度任用職員への移行、行（め）で、組合が長年求めてきた育児休業の制度化、田管理係長、山崎・小島両担当職員が出席しました。

来年七月からの施行とい（の扱いの見込み等、前進面）の回答はありました。

4月、雇用の公募は詳細未定

5月、雇用の公募は詳細未定

15時間30分未満の一時金など、週の時間数により格差を作るのはおかしい代價職員はどうなるのか」問題は解決されていません。

替職員はどうなるのか」問題は解決されていません。

替職員はどうなるのか」問題は解決されていません。

替職員はどうなるのか」問題は解決されていません。

替職員はどうなるのか」問題は解決されていません。

会計年度任用職員への移行、行（め）で、組合が長年求めてきた育児休業の制度化、田管理係長、山崎・小島両担当職員が出席しました。

来年七月からの施行とい（の扱いの見込み等、前進面）の回答はありました。

4月、雇用の公募は詳細未定

5月、雇用の公募は詳細未定

6月、雇用の公募は詳細未定

7月、雇用の公募は詳細未定

8月、雇用の公募は詳細未定

9月、雇用の公募は詳細未定

10月、雇用の公募は詳細未定

11月、雇用の公募は詳細未定

12月、雇用の公募は詳細未定

1月、雇用の公募は詳細未定

2月、雇用の公募は詳細未定

3月、雇用の公募は詳細未定

4月、雇用の公募は詳細未定

5月、雇用の公募は詳細未定

6月、雇用の公募は詳細未定

7月、雇用の公募は詳細未定

8月、雇用の公募は詳細未定

8月28日、保育運営課と団体交渉
8/28 保育運営課と団体交渉

時間による格差、厳しい感覚の問題についていた。組合は、15時間30分未満の一時金など、週の時間数により格差を作るのはおかしい代價職員はどうなるのか」問題は解決されていません。

時間による格差、厳しい感覚の問題についていた。組合は、15時間30分未満の一時金など、週の時間数により格差を作るのはおかしい代價職員はどうなるのか」問題は解決されていません。

時間による格差、厳しい感覚の問題についていた。組合は、15時間30分未満の一時金について、「市は15時間30分未満の線引きは行ない」という回答でした。一方で、動いており、良い回答でした。

時間による格差、厳しい感覚の問題についていた。組合は、15時間30分未満の一時金について、「市は15時間30分未満の線引きは行ない」という回答でした。

時間による格差、厳しい感覚の問題についていた。組合は、15時間30分未満の一時金について、「市は15時間30分未満の線引きは行ない」という回答でした。

時間による格差、厳しい感覚の問題についていた。組合は、15時間30分未満の一時金について、「市は15時間30分未満の線引きは行ない」という回答でした。

